

幕別町・忠類村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、幕別町・忠類村合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、幕別町・忠類村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務広報班及び計画調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

- 2 前項に規定する事務局の職員(以下「職員」という。)は、幕別町及び忠類村(以下「関係町村」という。)の職員をもって充てる。
- 3 第1項に規定する職員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。
- 4 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて北海道職員の派遣を要請することができる。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を総括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 班長は、分掌事務を総括し、所属する班員を指揮監督する。
- 4 班員は、上司の命を受け事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算の執行及び決算の調製
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に重要と判断される事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 物品の購入その他契約の締結に関すること。ただし、1件につき100万円未満のものに限る。

- (3) 現金の出納に関すること。
- (4) 職員の休暇、出張命令、時間外勤務命令等に関すること。
- (5) その他軽易な事項

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(情報公開の取扱い)

第9条 協議会が保有する情報に係る取扱いについては、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(文書の取扱い)

第10条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する町村の関係規定を適用する。

- 2 協議会の発送文書の文書記号は、「幕忠協第 号」とする。

(公印の取扱い)

第11条 協議会の公印は、会長印とし、その名称、ひな形、書体、寸法、管守者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管守、取扱い等については、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(職員の服務)

第12条 職員の服務及び勤務条件については、職員の属する町村の関係規定を適用する。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(職員の給与等)

第13条 職員の給与のうち、時間外勤務手当及び休日勤務手当以外の給与については、当該職員の属する町村が負担する。ただし、市町村合併協議会に係る北海道職員派遣要綱に基づく職員の給与等の負担については、市町村合併協議会に係る派遣職員の身分取扱いに関する協定書によるものとする。

- 2 職員の旅費については、会長の属する町村の関係規定を適用して協議会が支給する。

(公務災害補償)

第14条 職員が公務によって生じた災害については、当該職員の属する町村が負担する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

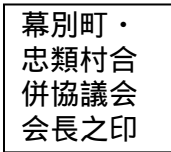
附 則

この規定は、平成16年11月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班	分 掌 事 務
総務広報班	1 協議会の庶務及び会計に関すること 2 協議会の会議に関すること 3 協議会の人事に関すること 4 協議会の報酬等の支給に関すること 5 協議会の広報に関すること 6 合併の諸手続きに関すること 7 合併に係る資料の編纂に関すること 8 国、北海道との連絡調整に関すること 9 合併協定項目の協議に関すること (1) 合併の方式に関すること (2) 合併の期日に関すること (3) 新町の名称に関すること (4) 新町の事務所の位置に関すること (5) 財産及び債務の取扱いに関すること (6) 住民自治充実のための取扱いに関すること (7) 地域審議会の取扱いに関すること (8) 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること (9) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること (10) 一般職の職員の身分の取扱いに関すること (11) 特別職の身分の取扱いに関すること (12) 一部事務組合等の取扱いに関すること (13) 事務組織及び機構の取扱いに関すること (14) 町・字名の区域及び名称等の取扱いに関すること (15) 慣行の取扱いに関すること 10 その他他の班に属さないこと
計画調整班	1 合併協定項目の協議に関すること (1) 地方税の取扱いに関すること (2) 条例・規則等の取扱いに関すること (3) 使用料・手数料等の取扱いに関すること (4) 公共的団体等の取扱いに関すること (5) 補助金・交付金等の取扱いに関すること (6) 消防組織の取扱いに関すること (7) 各種事務事業の取扱いに関すること 2 新町建設計画に関すること

別表第2（第11条関係）

公印の名称	ひ な 形	書 体	寸 法	管 守 者	用 途	個 数
幕別町・忠類村合併協議会会長の印		明朝体	方 18 ミリ メートル	事務局長	会長名により処理する文書	1